

飲食店等における営業時短等要請に係るQ&A

【特定措置区域】札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市に所在する飲食店等が対象

【措置区域】上記以外の地域に所在する飲食店等が対象

R3. 5. 18現在

区分	Q	A 【特定措置区域】	A 【措置区域】
1	要請期間は	5月16日から31日までで、遅くとも18日から協力をお願いします。	
2	途中で協力をやめた場合はどうなるのか	全期間（遅くとも18日から）について営業時短等に協力いただいた場合に限り支援金の対象となるため、途中でやめた場合は支給されません。	
3	休業しなければならないのか	特定措置区域においては休業または営業時間短縮の要請であり、酒類またはカラオケ設備を提供している店舗であれば休業要請の対象となります。ただし、酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合、通常の営業時間が20時を超えていた店舗が20時までに営業時間を短縮することにより営業することができます。	措置区域においては営業時間短縮及び酒類提供時間短縮の要請であり、休業の要請はしていません。
4	業種別ガイドラインとは何か	様々な業界団体で、感染対策のガイドラインを一覧にしたものです。ガイドラインの詳細については、内閣官房のホームページに掲載されていますので、この中から関係する業種・業界のガイドラインを参照してください。 【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】 https://corona.go.jp/prevention/	
5	イートインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となるか	要請の対象外となり、支援金も支給されません。	
6	ホテルや旅館内の飲食店は要請の対象となるか	ホテル・旅館内の飲食店で宿泊者以外も利用できる営業形態でかつ飲食店営業許可を取得しているのであれば要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、宿泊者のみが利用する場合は要請の対象外です。また、飲食店以外の施設（宿泊者のみが利用する宴会場などでの夕食などの提供を含む）は要請の対象外です。	
7	フードコート内の飲食店は要請の対象となるか	フードコート内の飲食店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、フードコートの場合は可能な限り飲食スペース全体が営業時短に協力いただけるよう働きかけをお願いします。	
8	テイクアウト形式の飲食店は支援金の対象となるか	飲食の場を提供しない宅配・テイクアウトのみの営業であれば要請の対象外となり、支援金も支給されません。	
9	移動販売車や屋台など移動しながら営業を行う場合、営業時短等に協力したら支援金の対象となるか	移動販売車や屋台は要請の対象外となり、支援金も支給されません。	
10	マンガ喫茶やネットカフェは要請の対象となるか。	宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるため、要請の対象外となり、支援金も支給されません。	
11	飲食を提供するマージャン店だが支援金の対象となるか	飲食店営業許可もしくは喫茶店営業許可を取得し、飲食を提供しているマージャン店が営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。	
12	社員食堂は対象となるか	一般の方が利用できる場合は支援金の対象となります。	

飲食店等における営業時短等要請に係るQ&A

【特定措置区域】札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市に所在する飲食店等が対象

【措置区域】上記以外の地域に所在する飲食店等が対象

R3. 5. 18現在

区分	Q	A 【特定措置区域】	A 【措置区域】
13	要請期間中に定休日が含まれるが支援金の対象となるか	全期間（遅くとも18日から）について営業時短等に協力いただいた場合であれば、定休日も含めて支援金の対象となります。	
14	終日休業した場合も支援金の対象となるか	通常の営業時間が20時を超えていた店舗が感染防止対策として終日休業した場合も対象となります。	
15	要請日以前から要請以外の理由で長期休業している場合でも支援金の対象となるか。	要請に応じた営業時短とはいえなため、支援金の対象外となります。なお、感染防止対策として要請前から休業もしくは20時までの営業時間短縮（酒類・カラオケの提供も取りやめていることが必要）を行っており要請期間中も継続している場合は対象となります。	要請に応じた営業時短とはいえなため、支援金の対象外となります。なお、感染防止対策として要請前から休業もしくは20時までの営業時間短縮（酒類の提供も19時まで短縮していることが必要）を行っており要請期間中も継続している場合は対象となります。
16	午後8時までの時短営業とは具体的にどういった状態か	午後8時に閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定した上で、午後8時には退出いただくようお客様を促すなどの対応をお願いします。	
17	店内飲食とテイクアウトを行っている店舗は支援金の対象となるか	店内飲食を20時で閉店した上でテイクアウトのみの営業を20時以降も継続した場合でも支援金の対象となります。	
18	従来から営業時間が20時までの店舗が営業時短に協力した場合は支援金の対象となるのか。	酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店であれば休業することによってのみ要請の対象となり、従来からの営業時間が20時までの店舗が営業時短しても支援金の対象とはなりません。	休業した場合も含み、対象となりません。通常の営業時間が20時を超えていた店舗が要請に応じて20時までに営業時間を短縮していることが必要です。
19	通常の営業時間が21時から5時まで営業しているスナックの場合、要請に協力するには休業しなければならないのか	酒類を提供している店舗の場合は、休業していただくか、提供を取りやめた上で営業時間を20時まで短縮していただくことが必要となります。	営業時間の短縮は5時から20時までなので、この場合は休業することにより要請に協力いただいたこととなります。
20	営業時短の短縮等を証明する方法はどうしたらよいか	時短営業等に協力いただいた証拠書類として、時短営業等を知らせる店頭貼り出し紙（時短営業の期間、営業時間を明記すること）の写真や、お店のホームページ・SNS等で時短営業等をお知らせした画面のコピー等を後日申請の際に提出できるよう準備をお願いします。	

飲食店等における営業時短等要請に係るQ&A

【特定措置区域】札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市に所在する飲食店等が対象

【措置区域】上記以外の地域に所在する飲食店等が対象

R3. 5. 18現在

区分	Q	A 【特定措置区域】	A 【措置区域】
21	申請期間や申請方法は	<p>要請期間終了後、申請受付を開始する予定です。申請方法等も含め、準備が整い次第、道のホームページ等で公表予定です。なお、申請に必要な書類は現時点で以下の書類を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書、誓約書 ・業種・業態が確認できるもの（店舗の宣伝チラシ、ホームページ、外観や内景の様子が分かる写真、料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写しなど） ・飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し ・要請に協力いただいたことがわかるもの ・申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し ・申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し <p>【法人】法人税の確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書（月別売上高）の控え等 【個人】所得税の確定申告書第一表の控え、青色申告決算書（月別売上高）の控え等 【共通】売上台帳等の帳簿の写し 【大企業等、売上高減少額方式を選択の場合】2021年の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し</p>	
22	複数の店舗で協力した場合の申請方法は	複数店舗を所有している事業者の方がまとめて申請できる予定です。	
23	対象地域外に本社がある企業は対象となるか	対象地域に店舗を有しており、要件を満たしていれば対象となります。事業者の本社所在地は支給要件には含まれていません。	
24	社団法人や財団法人、NPO法人、個人事業者も対象となるか	食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど要件を満たせば、支援金の対象となります。	
25	営業の委託を受けている場合でも支援金の申請は可能か	食品衛生法の営業許可を受けている方が支援金の申請対象となり、営業委託を受けている方が申請することはできません。	
26	1日当たり売上高の算出は所有する全店舗の合計となるのか、各店舗単位となるのか	対象となる店舗単位の飲食部門の売上高を用います。申請いただく店舗ごとに1日当たり売上高を算出することになります。	
27	開店1年未満の店舗だが、売上高はどこを基準に支援金額を算出したらよいか	開業日から要請開始前までの売上高を日割りして、1日当たりの売上高を算出する方法とする予定です。（合併を行った法人、法人成りした個人、事業承継した個人の場合） 事業の継続性が認められる場合に限り、形態変更前の売上高を基準に金額を算定することができます。	
28	支援金は課税の対象となるのか	詳細については最寄りの税務署にご確認ください。	
29	酒類提供を行わない店舗の場合、特定措置区域でも措置区域でも時短要請の内容は同じ（5時から20時まで）となるのに金額が違うのはなぜか。	特定措置区域における要請は特措法第45条第2項に基づき、罰則規定を伴う要請であること、また、入場者の整理・誘導など感染防止対策のさらなる実施を求めており、法に基づく見回りで確認等を行うなど、より強い要請となっている。一方、措置区域では特措法第24条第9項に基づく要請で罰則規定を伴わない要請であることなどを踏まえ、国の考え方に基づいて支援金額を設定しているところです。	
30	要請に従わない場合は罰則等あるか	特措法に基づく罰則が規定されています。	罰則等はありませんが、感染拡大防止を図る為可能な限りご協力をお願いします。
31	見回りは行われるのか。	特措法に基づき、見回りを実施します。	特措法に基づく見回りは実施しませんが、要請にご協力いただく呼びかけ等をさせていただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。